

事務連絡  
令和3年3月4日

各位

ライク健康保険組合

### 短時間勤務者等の被保険者認定について（通知）

このことについて、以下のとおり、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

#### 記

平成28年10月1日から、短時間勤務者（パート・アルバイト）等の社会保険加入の基準が変更され、従来、1週の所定労働時間および1月の労働日数が常時雇用者の4分の3以上ある場合は被保険者に該当するが、4分の3未満の場合でも下記の4つの要件をすべて満たす場合、被保険者に該当するため、注意されたい。

- (1) 1週の所定労働時間が20時間以上であること
- (2) 雇用期間が継続して1年以上見込まれること
- (3) 月額賃金が8.8万円以上であること
- (4) 学生でないこと

#### ※注意事項

- ・1週の所定労働時間が20時間以上であっても、1月の所定労働時間が80時間未満である状態が2か月続く場合は、3か月目の初日から被保険者資格を喪失するものとする。

以上